平成30年度業績のご報告

預金積金は、信頼とともに順調に増加しています

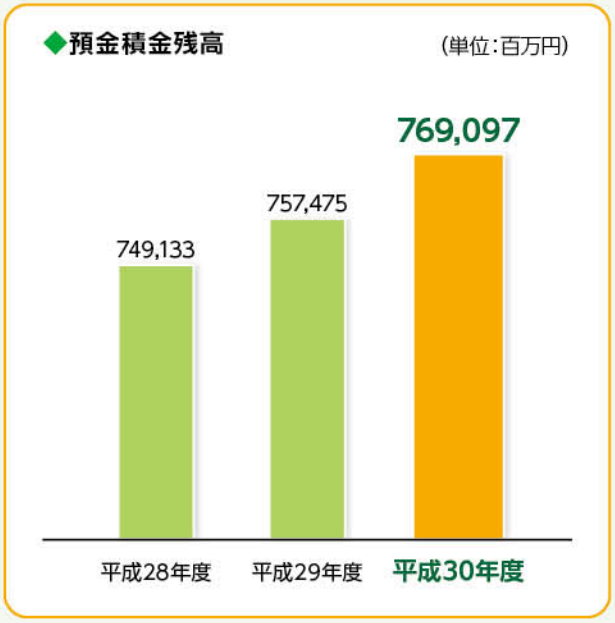

預金積金残高は、個人および事業者の方のお取引先数の増加等により取引基盤の充実に努めた結果、多くのお客さまよりご信頼をいただき前年度比11,622百万円増加の769,097百万円となりました。

今後もより多くのお客さまに安心してお取り引きいただけるよう努めます。

預り資産残高は、投資信託が1,284百万円増加しましたが、年金保険の満期、個人向け国債の償還などにより、前年度比871百万円減少し59,828百万円となりました。

また社会保険労務士による無料の年金相談会の開催等により、新たに年金のお振込先としてご指定いただいた結果、年金振込件数は前年度比248件増加の46,364件と順調に増加しました。

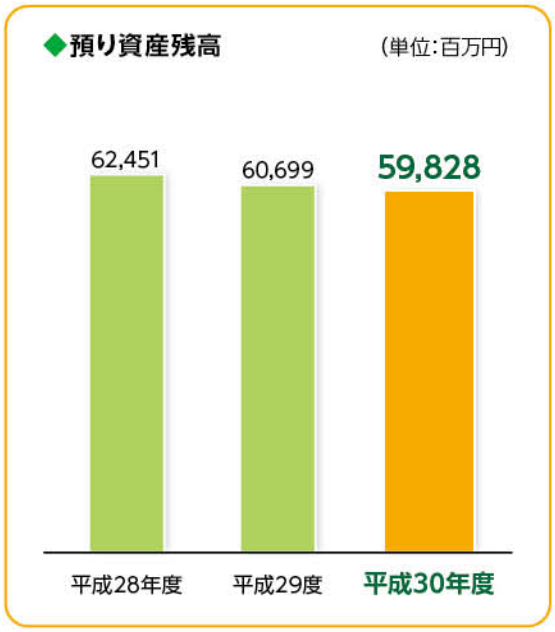

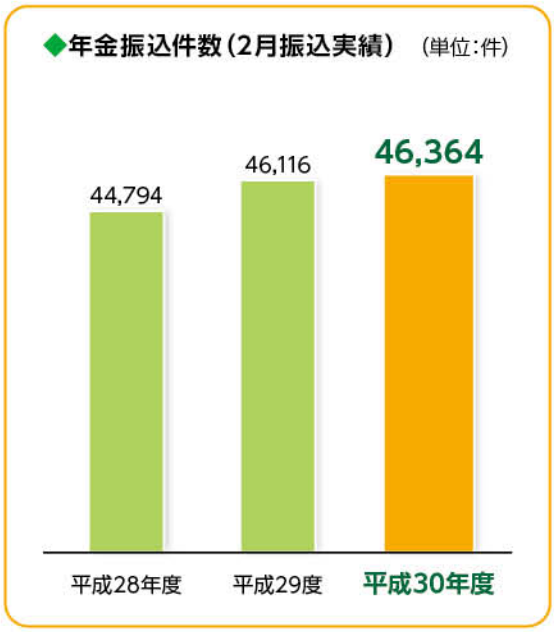

貸出金は、地域の活性化にお役立ていただいています

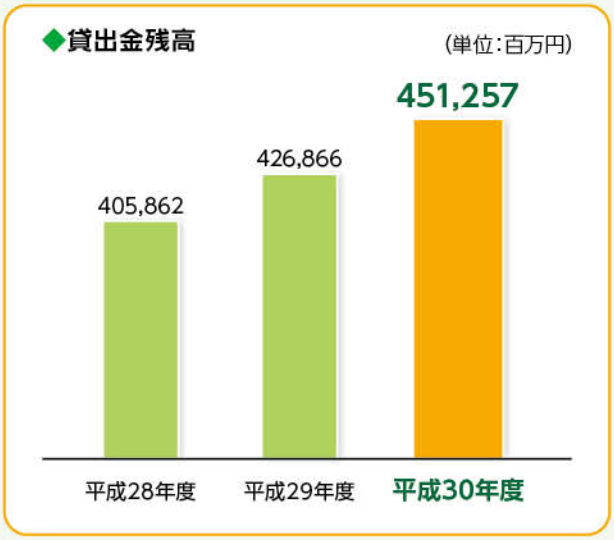

貸出金残高は、新規融資に積極的に取り組んだ結果、前年度比24,391百万円増加の451,257百万円となりました。また、特定の業種に偏ることがないよう努めています。

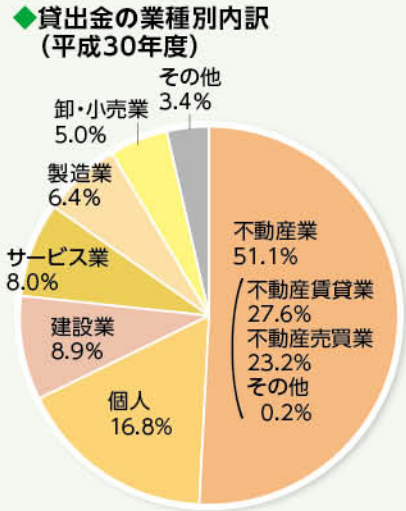

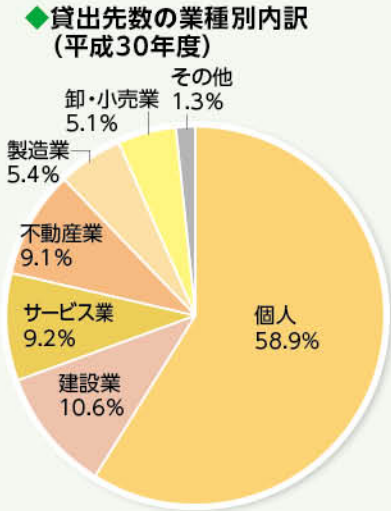

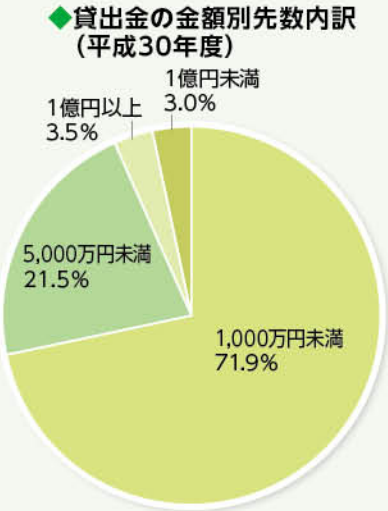

※グラフの数値は、単位未満を切り捨てて表示しているため、合計、差額等と一致しない場合があります。

有価証券は、安全性を重視して運用しています

お客さまからお預りした大切な資金は、貸出金として地域のみなさまにご融資する以外、有価証券でも安全性を重視し国債や地方債、国内債を中心に運用しています。平成31年3月末の有価証券残高は、マイナス金利政策継続による金利低下の影響から、債券の償還資金再運用を控え、株式・その他の証券への運用、および預け金へ振り替えた結果、前年度比15,205百万円減少の116,575百万円となりました。

◆有価証券残高

(単位:百万円)

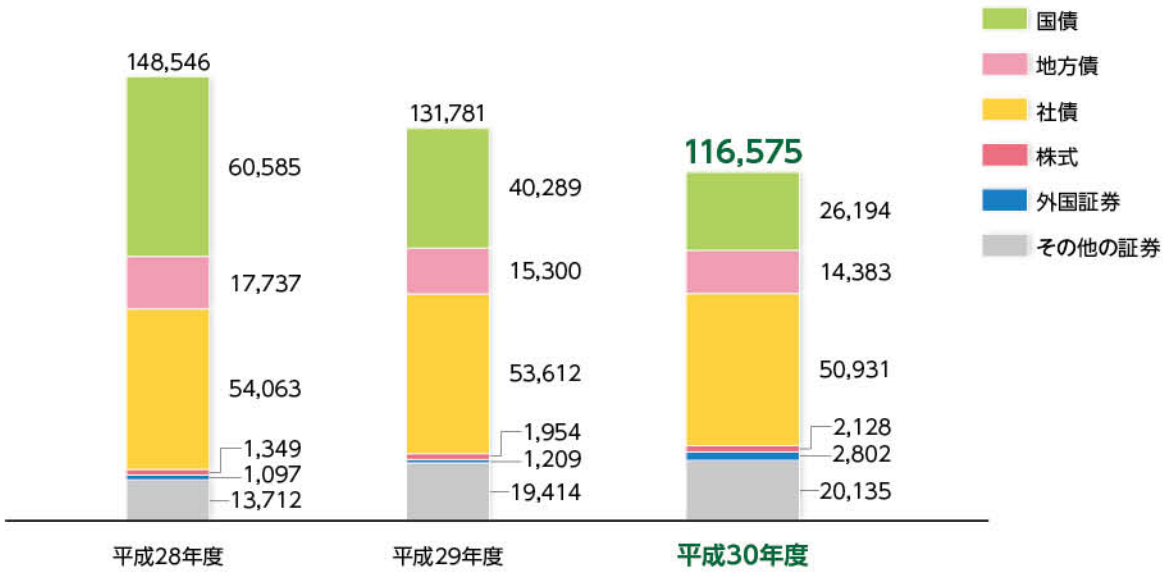

損益の状況

金融機関の本業の収益を示す業務純益は、資金運用収益の増加や経費の削減により、前年度比1,015百万円増益の3,117百万円となりました。また、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券運用損益を除いたコア業務純益は、前年度比1,100百万円増益の3,592百万円となりました。

経常利益は前年度比564百万円増益の3,206百万円、当期純利益は前年度比206百万円増益の2,314百万円となりました。

◆業務純益とコア業務純益　(単位:百万円)

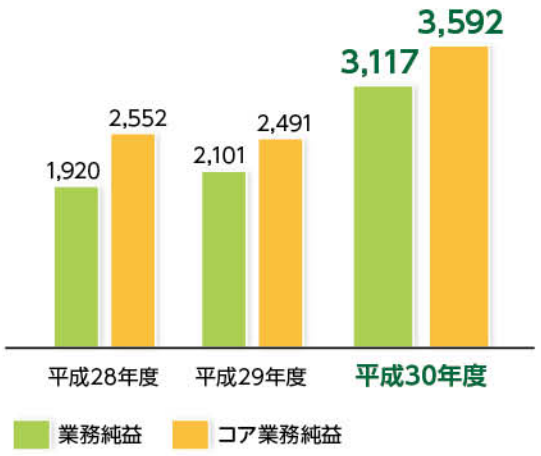

◆経常利益と当期純利益　(単位:百万円)

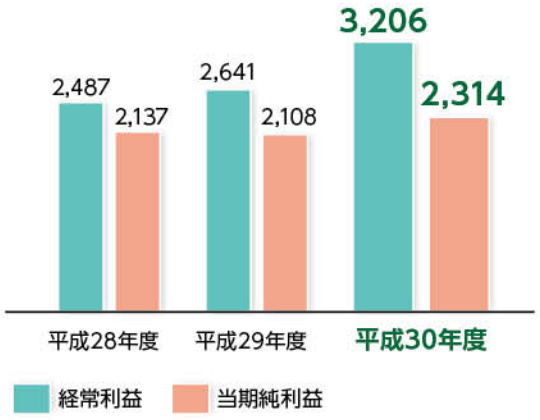

自己資本比率は、国内基準を大きく上回っています

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す重要な経営指標の一つです。

平成30年度の自己資本比率は9.54%となり、国内業務をおこなう金融機関に求められている4%以上の規制比率を大きく上回る水準となっています。

また、自己資本比率計算の分子となる自己資本額は、前年度比2,155百万円増加の43,286百万円となりました。

◆自己資本の構成(平成30年度)　(単位:百万円)

自己資本額(A)	43,286
コア資本に係る基礎項目	43,395
うち出資金	2,346
うち内部留保	38,937
うちその他	2,111
コア資本に係る調整項目	109
リスク・アセット等(B)	453,300
自己資本比率(A)÷(B)	9.54%

(注)内部留保=利益準備金+特別積立金+繰越金

◆自己資本比率と自己資本額

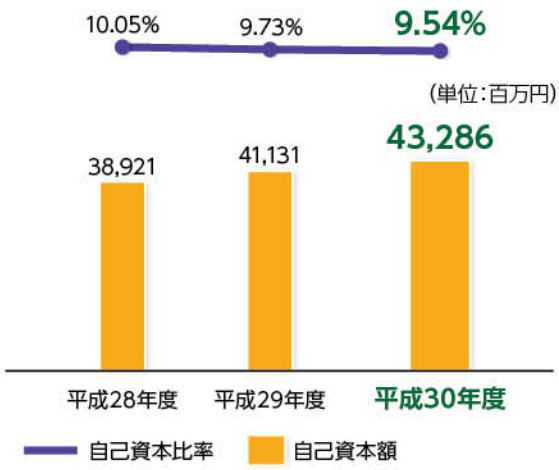

※表およびグラフの数値は、単位未満を切り捨てて表示しているため、合計、差額等と一致しない場合があります。

信用金庫法で定められているリスク管理債権と保全状況

リスク管理債権の対象債権は貸出金のみで、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」からなります。回収には相当のリスク管理が必要なものもありますが、回収に懸念のない債権も多く含まれています。

平成30年度のリスク管理債権額は、前年度比1,401百万円減少し、16,288百万円となりました。

あおしんでは「金融検査マニュアル」に基づき、厳格な自己査定を実施しています。担保・保証については、不動産の担保価額は路線価の70%で評価、保証は信用保証協会等の優良保証などで、保証人等の人的保証は含んでいません。

リスク管理債権16,288百万円に対して、確実に回収が見込まれる担保・保証額13,659百万円と貸倒引当金1,531百万円があり、93.26%が保全されています。また、これらの他にも特別積立金等の内部留保もあり、備えは万全を期しています。

(単位:百万円・%)

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成29年度	228	181	46	100.00
	平成30年度	**223**	**180**	**43**	**100.00**
延滞債権	平成29年度	16,828	14,490	1,232	93.42
	平成30年度	**15,750**	**13,365**	**1,366**	**93.53**
3ヵ月以上延滞債権	平成29年度	—	—	—	—
	平成30年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成29年度	634	445	114	88.18
	平成30年度	**314**	**113**	**121**	**74.73**
合計	平成29年度	17,690	15,116	1,393	93.32
	平成30年度	**16,288**	**13,659**	**1,531**	**93.26**

1. 「**破綻先債権**」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
   ①更生手続開始の申立てがあった債務者
   ②再生手続開始の申立てがあった債務者
   ③破産手続開始の申立てがあった債務者
   ④特別清算開始の申立てがあった債務者
   ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「**延滞債権**」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
   ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
   ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「**3ヵ月以上延滞債権**」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「**貸出条件緩和債権**」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めをおこなった貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「**担保・保証額**」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「**貸倒引当金**」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. **保全率**はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法で定められている開示債権と保全状況

金融再生法の対象債権はリスク管理債権と一部異なり、貸出金のほか、債務保証見返、外国為替、未収利息等の資産を含みます。

平成30年度の金融再生法上の不良債権額は前年度比1,401百万円減少し、16,290百万円になりました。また、不良債権比率は前年度より0.54ポイント低下し、3.60%となりました。

不良債権合計額16,290百万円に対し、確実に回収が見込まれる担保・保証額と貸倒引当金の合計額15,193百万円があり、93.26%が保全されています。この他にも特別積立金等の内部留保があり、盤石な態勢をとっています。

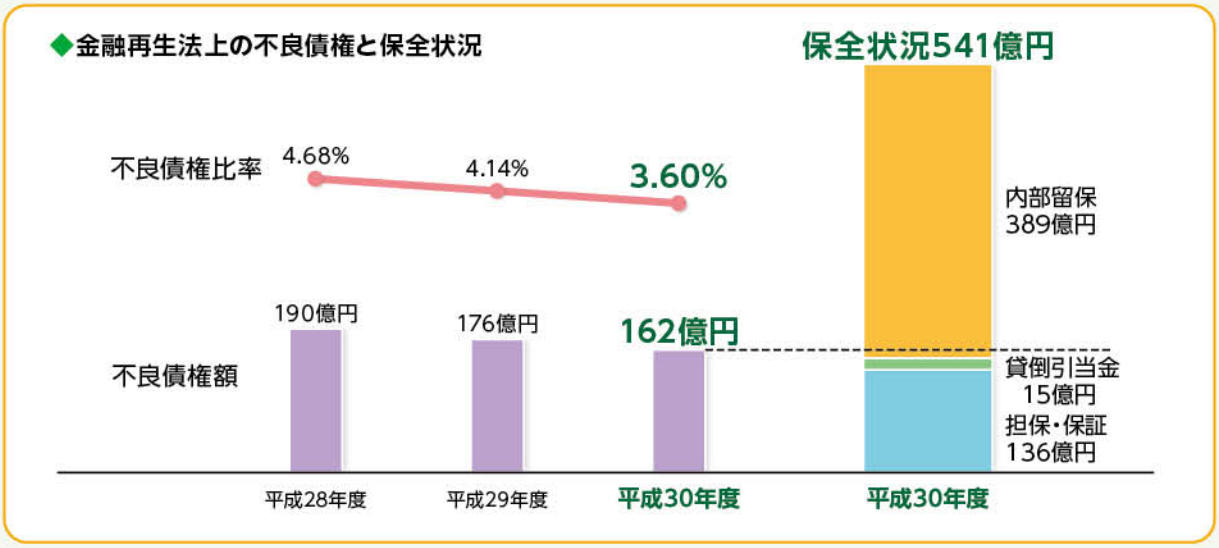

(単位:百万円・%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成29年度	17,692	16,511	15,118	1,393	93.32	54.12
	平成30年度	**16,290**	**15,193**	**13,661**	**1,531**	**93.26**	**58.24**
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	2,559	2,559	2,316	242	100.00	100.00
	平成30年度	**2,045**	**2,045**	**1,872**	**173**	**100.00**	**100.00**
危険債権	平成29年度	14,499	13,393	12,356	1,036	92.37	48.38
	平成30年度	**13,930**	**12,912**	**11,675**	**1,236**	**92.69**	**54.83**
要管理債権	平成29年度	634	559	445	114	88.18	60.39
	平成30年度	**314**	**235**	**113**	**121**	**74.73**	**60.46**
正常債権	平成29年度	409,621					
	平成30年度	**435,413**					
合計	平成29年度	427,313					
	平成30年度	**451,704**					

1. 「**破産更生債権及びこれらに準ずる債権**」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「**危険債権**」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「**要管理債権**」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「**正常債権**」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「**金融再生法上の不良債権**」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

※表およびグラフの数値は、単位未満を切り捨てて表示しているため、合計、差額等と一致しない場合があります。